

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

～財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、自律的なガバナンスの充実、透明性の向上～

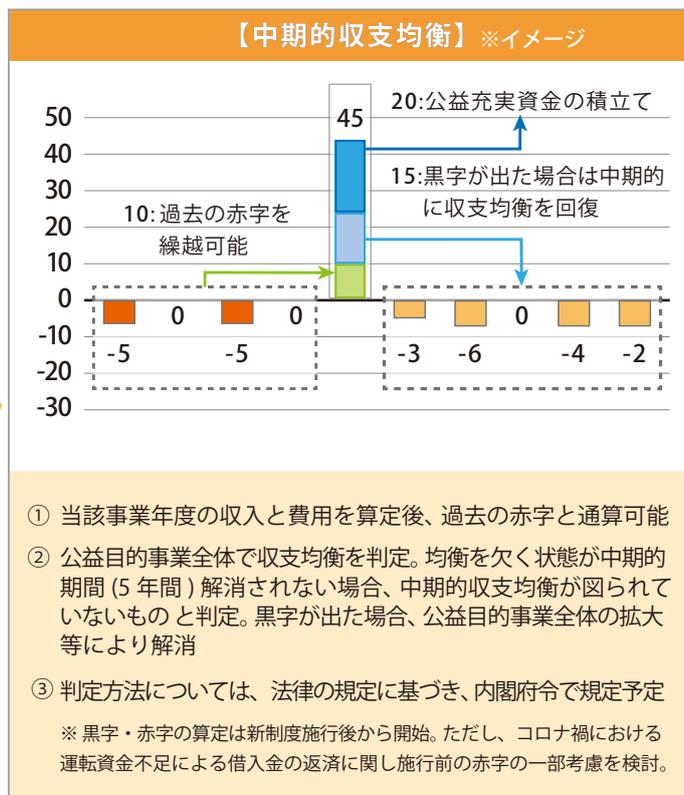
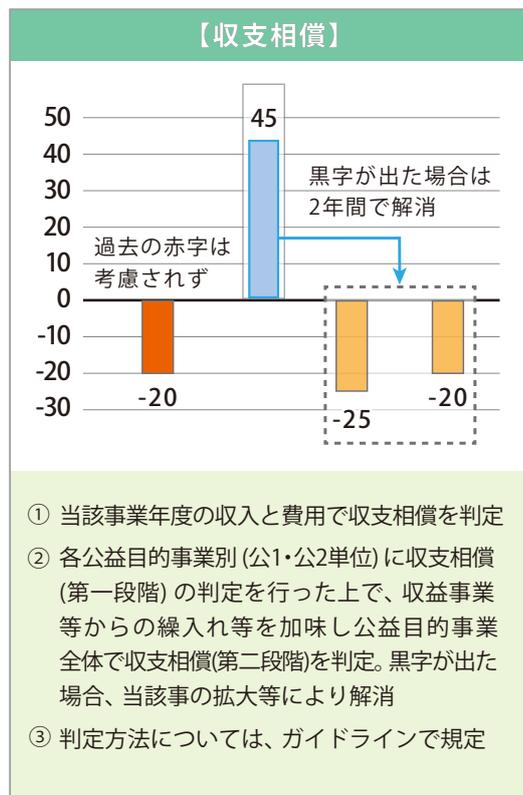
令和6年3月5日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」が閣議決定されました。この法案は、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議で検討されていたものであり、令和7年4月から新しい制度としての施行が予定されています。

改正の概要について、【財務規律の柔軟化・明確化】を中心に有識者会議の検討結果を踏まえて説明します。

【財務規律の柔軟化・明確化】

・収支相償から中期的収支均衡を明確化

公益目的事業は費用を超える収益を得てはならないという考えのもと、収支差が出た場合には短期間の間に費消が求められていましたが、資金を有効活用したいという意見を踏まえ、改正後は中期的期間(内閣府令で定める期間。有識者会議では5年間)に収支均衡を図る旨が明確化されました。また有識者会議によれば、過去の赤字も含めた収支差で判定が行われる予定です。



参考:新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 F U会 事務局説明資料
財務規律の見直しについて (https://www.koeki-info.go.jp/content/20231130_09shiryo.pdf)



・公益充実資金の創設

資金活用について法人の経営判断を重視し、将来の公益目的事業を充実させるための積立金として「将来の公益目的事業を充実させるための資金(公益充実資金)」が創設されます。当該資金は、公益目的事業に係る「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を統合の上、より使いやすい制度として創設されたものであり、収支均衡の判断上、積立ては費用とみなし、取崩し額は収入とみなされます。

・遊休財産規制の見直し

遊休財産の名称を「使途不特定財産」と改め、除外できる資金の範囲が拡大されます。また、有識者会議によれば、公益法人は過剰な資金を保有してはならないとの考えのもと、使途の定めのない財産(遊休財産)は当年度の公益目的事業の事業費1年分が保有上限とされていましたが、保有上限についても過去5年間の事業費の平均額を基本に算定される予定です。

・公益目的事業継続予備財産の創設

災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産を、「公益目的事業継続予備財産」として、使途不特定財産の保有制限の対象から除外するとともに、公益目的事業継続予備財産の保有について理由の公表が義務付けされます。

【行政手続の簡素化・合理化】

収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直されます。

【自律的なガバナンスの充実、透明性の向上】

・公益法人に3区分経理(公益目的事業、収益事業等、法人運営)が原則義務付けされます。

・公益認定の基準として、①理事・監事間の特別利害関係の排除及び②外部理事・監事の導入が追加されます。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項(ガバナンス充実に向けた自主的な取組等)の記載が求められます。

・公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨、併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨がそれぞれ規定されます。

今回の新しい制度は令和7年4月以降の施行を予定しており、民間も公的役割を担う社会の実現に貢献することが期待されます。具体的な内容は内閣府令で定められることも多く、最新の情報は公益法人informationにおいて公開されています。

参考:公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/>)

辻・本郷 税理士法人 パブリック法人企画は、医療・介護を中心に、公益法人、地方公共団体、学校法人等の公的分野における専門チームです。長年にわたり培ってきた豊富なノウハウや人材を集結し、近年、公的分野における税務コンサルティングを強化・推進しております。お客様への経営力向上に向けて、ご相談、お問い合わせがございましたらお気軽にお問い合わせください。

TH Picks for Association & Foundation 2024.4月号 発行元: 辻・本郷 税理士法人 公益法人部